

東京官業労働団体四派聯合主催ニ係ル官業労働大會  
ハ既報ノ如ク順ル不首尾ニ終ハリタルカ各組合幹部ハ協議

12.18

協和会 昨十八日午後二時ヨリ市内小石川区戸崎所十二番地若川

哲方(小石川労働會本部)ニ於テ各組合合同協議會ヲ開  
會會中會同者ハ各組合幹部其他合計三十六名ニシテ大泉武雄(

小石川労働會)開會ヲ宣シ直ニ下村利(小石川労働會)議長  
席ニ着キ各組合ヲハ名宛ニ議案起草委員ヲ指名シ右委員

決定ハ別室ニ退キ委員會ヲ開キ

(十) 一 解雇者ニ對シ最低日収ニテ年所ヲ支給スルコト

二 残業者ニ對シ日収ニ以テ六三十分ニ以テ以下ハ者ハ四十分増  
給ヲナスコト

三 職首本人ニ對シテハ二ヶ月前ニ申告スルコト

四 失業問題ニ對シ政社ニ於テ連ニ徹底的救済方法ヲ確メラセテ

但書

各議案ヲ起草シ提案スルニ全會一致之ヲ協定次ニ陸軍省係

分科會議(分科會ニ稱ス)ニ移リ向上會及日本労働聯盟ヲ

一 失業手當以外ニ勤続手當ヲ支給スルコト

二 請負制度ヲ撤廃シ常備トナスコト

三 大正三年大職首ニ於ケル再勤者ニ對シテハ就職當時ヨリ起算

シテ失業手當ヲ支給スルコト

四 職首者ノ人選ニ職工側ヨリノ人選者ヲ以テスルコト

五 公傷職首ノ場合ハ其等級ニ應ジ終身年金救助令ニヨリ支

給サレタリ

六 官業労働者ハ其立場上改良運動ヲ適切ニ感シ惹ルハ之ニ參

加スルコト

六項ヲ提案せ明日アリ之亦全會一致ノ決意ニシタルカ曰幸労働

聯盟飯田貞次郎ハ第四項決定事項及陸軍省分科會首イ大頂